

This notice is for Japanese citizenship or designated residence status holders.

日本国籍等学生向け：授業料等免除願等に記入する資産金額の対象となる内容について

日本国籍等の申請者において、「入学料免除・授業料免除及び徴収猶予申請に関する誓約書」（別紙 1-1）にて、申請者及び生計維持者の資産額を申告する欄があります。こちらを参考にして記入してください。

※特に証明となる書類の添付は必要ありません。

資産	資産の内容
現金	金融機関に預入れしていない現金の蓄え (暗号資産(仮想通貨)、電子マネー、郵便切手、収入印紙、小切手等を含む)
預貯金	普通預金、定期預金等 ※貯蓄型の生命保険や学資保険等は含まない。(ただし、財形貯蓄や、満期・解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等は資産として計上する。)
有価証券	株式、国債、社債、地方債等
投資信託	—
貴金属等	投資用資産として保有する金・銀等(延べ棒) ※宝石(指輪等)は含まない。
【補足】 ・土地等の不動産は含みません。 ・住宅ローン等の借入金があったとしても、これを他の資産と相殺して計上することはできません。	

【問い合わせ先】

大岡山／学生支援課 経済支援グループ

E-mail: gak.kei@jim.titech.ac.jp

すずかけ台／学生支援課 すずかけ台学生支援グループ

E-mail: suz.gak@jim.titech.ac.jp